

## 多子世帯の負担軽減

### 【1】1号認定

幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降は0円とします。

### 【2】2号認定および3号認定

小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とします。

## 低所得世帯等の減免規定の取り扱い

母子世帯等については軽減措置を実施します。

### 【1】1号認定

階層区分	定義	利用者負担額
B	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0円
C	市民税所得割課税額 48,600円未満	10,300円

### 【2】2号認定および3号認定

階層区分	定義	利用者負担額			
		2号認定		3号認定	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
B	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C	市民税所得割課税額 48,600円未満	13,000円	11,600円	15,000円	13,400円